

やさしい国民年金相談室

シリーズ⑧

年金の支払いがストップしたのは?



今年の三月分までは国民年金から老齢年金の支払通知書が来ていたのですが、六月分の支払通知書が届きません。何か、現況届を提出していないためと聞きましたが、この場合どのような手続をすればよいのですか。

答 年金の支払いは、支払期日が

きますと自動的に行われますが、年金受給者は年に一回「国民年金受給権者現況届」を提出し、生

存についての確認を受けることになっています。つまり引き続いて年金を受けるための必要な届けが現況届です。

したがって、もしこの現況届が提出されないと、つぎの支払期

分から年金の支払いは差止められ

ます。しかし、現況届を提出す

る年金の支払いは再開されます。

老齢年金・通算老齢年金の現況届の用紙は、毎年、提出時期の前(およそ誕生日の初めごろ)に本人あ

て郵送されます。それが届かない

かたり、あるいは忘失したりし

ている場合は、現況届が市役所に備えてありますので、現況届に生

くください。

なお、現況届の用紙は誕生日に

ら、まだ裁定請求をしていない人はいませんか。裁定請求をしていない人は早めに裁定請求書を提出してください。

厚生年金・船員保険の障害年金をうけている方へ

一 現況届は誕生日の末日までに一

〇 障害年金の現況届の提出期限は毎年七月十五日となっていましたが、今年の七月から受給者の「誕

生月の末日」になりました。

〇 届出の用紙は、誕生日のはじめごろに直接受給者あてに送られます。

〇 生まれ月が一月から六月までの

方は、昭和五十六年は現況届を提出する必要はありません。昭和五十七年一月以降におおのの誕生日の末日までに提出してください。

八月は福祉年金の

証書提出!

八月は、福祉年金の受給者が証書を市役所に提出する月です。この手続きによって、向う一年間の福祉年金が受けられるかどうかが決まります。もしこの提出が遅れますと、つぎの(十二月支払い)

支給分の福祉年金が受けられないことがあります。

八月の相談日は

午前十時～午後四時

「相談の際は被保険者証、印鑑があつたり、他の公的年金を受けているたりすると、支給を停止され

ることがあります。毎年一回国民年金証書を提出していただきます

と、所得状況届を提出したものと

取扱いまでの証書を提出すると書きは必ず印鑑を忘れずにお持ちください。

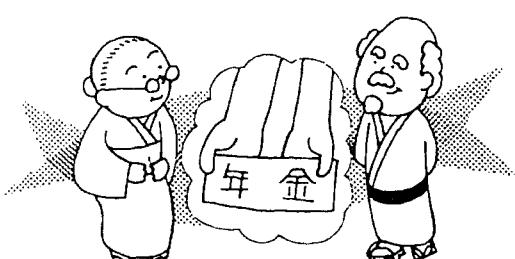
なお、証書カバーに印刷してあるように、八月分の支払いを受けた後、その足で市役所に提出してください。

受付期間

八月十一日～三十一日まで。

戸籍と住民基本台帳について

戸籍は制定当初は住民登録の性格を備えておりました。即ち住所において、戸(世帯)を単位として編成され、戸数、人員等、人の居住の実態の把握がありました。しかし、戸籍制度を後に純然たる身分登録制度に変えたのは、明治以降の人の異動の激化により、住民の居住の実態を把握することを断念したこととなつたからです。この後、寄留制度を経て、昭和二十六年住民登録法が制定され、さらには行政の近代化に対処するため昭和四十二年に住民に関する記録を正確かつ統一的に行なう目的で住民基本台帳制度が制定されました。以上のように、戸籍は人の居住に関係なく、いずれの場所に設定しても自由であります。(ただし仮空の場所には設定出来ません)これに反して住民基本台帳上の住所は、居住していない場所に定めることは出来ません。



社会保険相談

八月の相談日は

八月二十五日(火)

午前十時～午後四時

「相談の際は被保険者証、印鑑等は必ずご持参ください」と願い申し上げます。

なお、あらかじめ市民課年金係までご連絡ください。

(二)一一一一内線一四一